

芸術文化会館大規模改修検討会傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芸術文化会館大規模改修検討会開催要綱に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の定員)

第2条 傍聴の定員は、5人とする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の申し出は、会議当日、受付において先着順に受け付ける。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議傍聴整理簿（第1号様式）に所要事項を記入しなければならない。

(傍聴席以外の議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- (5) カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき座長の許可を得た者を除く。
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
- (7) 異様な服装をしていたり、酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害をなると認められるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、座長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第10条 前各条のほか、傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

附則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

この要綱は、芸術文化会館大規模改修検討会開催要綱の廃止に伴い、その効力を失う。